

第12回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年3月23日 13:30~14:30

2. 場 所 釧路市役所本庁舎 2階第3委員会室

3. 出席委員 1番 吉田 重喜委員 2番 河崎 忠委員 3番 田井 博行委員
4番 福西 範委員 5番 田井 克廣委員 6番 三木 均委員
7番 浅野 徳昭委員 8番 熊坂 隆雄委員 9番 野村 照明委員
11番 松下 裕幸委員 12番 佐藤 泰正委員 13番 細川 裕委員
14番 菊池 隆委員 15番 村上 正人委員 16番 松永 征明委員
18番 菊池 利治委員 19番 大坂 博文委員 20番 稲場 洋二委員
21番 成田 俊英委員

(以上 19名)

4. 欠席委員 10番 佐藤 裕司委員

(以上 1名)

5. 参 与 者 農業委員会事務局

事務局長 坂井 和之 事務局次長 阿部 浩治 主査 秋元 公宏
農地業務担当員 道尾 真弓 農地業務担当員 小泉真由美

(以上 5名)

6. 議事日程 会議録署名委員の指名 7番 浅野 徳昭委員
8番 熊坂 隆雄委員

会期決定について 平成28年3月23日 (1日)

会務概要報告

報告第30号 現況証明願について (市街化区域)
報告第31号 農業委員会のあっせん証明願について
報告第32号 農業経営証明願について
報告第33号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
報告第34号 租税特別措置法施工規則第23条の7第2項の規定による証明願
について
報告第35号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第36号 河川敷地利用権に係る廃止届について
報告第37号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計
画の変更について
議案第49号 農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果について
議案第50号 農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定について

議長

野村会長

それでは、お時間になりましたので始めさせていただきます。
お忙しいところお集まりいただきまして、有り難うございました。
ただいまより、第12回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は19名です。
議事録署名人に7番、浅野徳昭委員、8番、熊坂隆雄委員を指名しますので、よろしくお願い致します。
なお、会期は本日3月23日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告と報告8件についてお願いします。

事務局

坂井事務局長

会務概要報告から行います。
議案書の2ページ、3ページをご覧下さい。

(別紙会務概要報告を読み上げ報告とした)

議長

野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありますが、報告のあった分について、何か聞きたいことはありませんか。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

それでは次に、報告第30号「現況証明願」について報告して下さい。

事務局

坂井事務局長

それでは、議案書の4ページにございます、報告第30号「現況証明願」について報告します。

登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしようとする場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記できないことになっております。

しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用は、あらかじめ農業委員会に所定の事項を届出れば、足りることとなっております。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が2件ございました。

議案書5ページ表1番は、資料が6ページから8ページにございますが、公簿地目が畑になっております、市街化区域内の■■■■■■■■■■の1筆、■■■■m²で、所有者の■■■■■■■■■■所有地について、同氏の代理人の■■■■■■■■■■より現況証明願があり、2月17日、事務局職員2名で現地調査を行い、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、2月18日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に議案書5ページ表2番は、資料が6ページ、9ページ、10ページにございますが、公簿地目が畑になっております、市街化区域内の■■■■■■■■■■の1筆、■■■■m²で、所有者の■■■■■■■■■■所有地について、同氏の代理人の■■■■■■■■■■より現況証明

願があり、3月3日、事務局職員2名で現地調査を行い、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は駐車場でしたので、3月4日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、2件の市街化区域内の現況証明願について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第30号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に報告第31号「農業委員会のあっせん証明願」について報告して下さい。

事務局
坂井事務局長

それでは、議案書11ページ目でございます、報告第31号「農業委員会のあっせん証明願」について報告致します。

3件でございます。

議案書12ページの別表の1番、2番ですが、[]より、農地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、農業委員会のあっせん証明願の申請があったものであります。

同じく別表の3番ですが、[]より、農地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、農業委員会のあっせん証明願の申請があったものであります。

1番、2番は、平成27年6月10日開催の第2回総会、議案第10号の1番、2番で、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の利用集積計画により、まず、1番は[]、面積[]㎡の農地について、[]円で[]へ売買による所有権移転を行ったものであり、審議の結果、可決されております。

同じく2番は[]他1筆、合計[]㎡の農地について、[]円で[]へ売買による所有権移転を行ったものであり、審議の結果、可決されております。

次に3番は平成27年10月5日開催の第6回総会、議案第31号の3番で、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の利用集積計画により、[]他10筆、合計[]㎡の農地について、[]円で[]へ売買による所有権移転を行ったものであり、審議の結果、可決されております。

なお、証明に当たっては、農地基本台帳で確認し、農業委員会のあっせんによる、農地の譲渡である旨、会長専決処理により証明を致しましたので報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第31号「農業委員会のあっせん証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に報告第32号「農業経営証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局
坂井事務局長

それでは議案書13ページにございます、報告第32号「農業経営証明願」について報告致します。

今回は、阿寒地区で1件の申請がありました。

議案書14ページの別表の1番は[]の[]から、外国人技能実習生制度の活用のため、農業者である旨の証明書を当該事業の斡旋業者へ提出するために、平成28年2月25日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の農業経営証明願について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第32号「農業経営証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に報告第33号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について報告してください。

事務局
坂井事務局長

議案書15ページにございます、報告第33号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について報告致します。

今回、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が6件ありました。

議案書16ページの別表のとおり、過去に経営移譲により農地の贈与を受け、納税猶予の適用を受けております、表の1番、[]、外5名から、農地の贈与税及び不動産取得税の納税猶予の継続届出書を釧路税務署並びに釧路総合振興局に提出するため、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の申請があったもので、農地基本台帳により確認をし、引き続き農業経営を行っている旨、それぞれ記載の日付で会長専決により証明いたしましたので報告いたします。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第33号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、17ページの報告第34号「租税特別措置法施行規則第23条の7第2項による証明願」について報告してください。

事務局
坂井事務局長

それでは17ページの報告第34号「租税特別措置法施行規則第23条の7第2項による証明願」について報告いたします。

農地等を贈与により取得した農業者は、不動産取得税の徴収猶予の申請及び贈与税の納税猶予を受ける場合は、ともに適格者である旨の証明を農業委員会より受けなければなりません。

資料は18ページとなりますが、今回、釧路地区で1件の申請があり専決により証明書の発行を行いました。

申請のありました、農地等を贈与により取得した農業者につきましては、農地基本台帳を確認し、年齢要件の18歳以上であること、農業の従事した年数が3年以上であること等の要件をすべて満たしておりましたので、専決により証明致しましたので報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第34号「租税特別措置法施行規則第23条の7第2項による証明願」について、質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第35号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局
阿部次長

それでは、議案書19ページ目の報告第35号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

平成21年12月15日の農地法改正により、相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回、音別地区で3件の届出がありました。

議案書20ページ目の表の1番と2番は、同一の土地で、相続とその後に行われた持分放棄についての届出です。

まず、表の1番ですが、被相続人、 が持分2分の1の所有権を有していた、 、他7筆、合計 m²の畑及び山林を、相続人、 が、平成27年10月12日、相続により所有権を取得したことにより、平成28年2月24日、同氏よりその旨届出があり、平成28年2月26日、会

長専決により受理書を発行致しました。

次に、表の2番ですが、[]が1番で持分2分の1の所有権を相続した、[]、他7筆、合計 []m²の畑及び山林について、平成28年2月6日に持分放棄した結果、[]がその持分の権利を取得したことにより、平成28年2月24日、同氏よりその旨届出があり、平成28年2月26日、会長専決により受理書を発行致しました。

なお、この1番、2番の土地については、以前から[]が、持分2分の1の権利を持っておりまして、共有が解消されまして、[]が、1人でこれらの土地の所有権を取得したことになります。

次に表の3番ですが、被相続人、[]が所有していた、[]、他5筆、合計 []m²の農用地を、相続人、[]が、平成20年9月22日、相続により所有権を取得したことにより、平成28年2月24日、同氏よりその旨届出があり、平成28年2月26日、会長専決により受理書を発行致しました。

以上3件報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第35号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、次に、報告第36号「河川敷地利用権に係る廃止届」について報告して下さい。

事務局

坂井事務局長

それでは、議案書21ページ目でございます、報告第36号「河川敷地利用権に係る廃止届」について報告致します。

河川敷地の占有者は、占有している河川敷地を使用しなくなった場合は、北海道知事に廃止届を提出することとなっております。

今回、阿寒地区で1件の廃止届の提出があり、北海道知事より受理通知があったので報告致します。

議案書22ページの表の1番ですが、資料は議案書の23ページ、24ページでございます。

[]が占有していた、[]、阿寒川の河川敷地、[]m²について、経営規模見直しにより河川敷地の利用権の廃止をしたものであります。

以上、1件の河川敷地利用権に係る廃止届について報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第36号「河川敷地利用権に係る廃止届」について、質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第37号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告して下さい。

事務局
阿部次長

議案書の25ページになります、報告37号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告します。

農地法第18条第6項の規定は、農地の賃貸借において、合意解約した場合は、賃貸人、借入人の当事者は、その旨農業委員会に通知することになっております。

今回、釧路地区で1件の届出がありましたので報告します。

議案書26ページの表の1番、資料は27ページと28ページになりますが、貸主の[]が所有していた[]の中央部分が高速道路建設のために、[]に分筆の上、国土交通省に買収され、それに伴い北側の部分が、[]に分筆されて、一体の利用が困難となったため、今回、借主の[]との賃貸借について、平成27年11月2日に合意解約し、平成28年3月14日に通知がありました。

なお、契約日と解約日が同日となっておりますが、関係者から農業委員会への通知が遅れたため、契約日に遡り解約となりました。

以上、1件について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第37号「農地法第18条第6項の規定による通知」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に議案審議に移ります。

議案第48号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
阿部次長

それでは、議案書の29ページでございます、議案第48号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」について説明致します。

農用地利用集積計画書の2番、共通事項では、「解約権の留保の禁止」で、利用権設定期間中の解約はできないこととなっております。

また、「利用権に関する事項の変更の禁止」で、利用権に関する事項の変更はできないこととなっておりますが、「双方及び市」が協議のうえ、真にやむを得ないと認めら

れる場合はこの限りではないとされています。

さらに、「その他」で、農用地利用集積計画書に定めのない事項、及び疑義が生じた場合は、「双方及び市」が協議して定めることになっております。

以上を踏まえまして、順番にご説明致します。

今回は、鉏路地区で1件、音別地区で1件の変更がございます。

資料は、議案書の30ページから34ページでございます。

まず、議案書30ページの表の1番ですが、先ほど合意解約の報告した案件で、平成27年10月30日開催の第5期第7回総会、議案第36号にて審議を行い、平成27年11月2日に鉏路市告示第466号で告示された、 氏が所有する、 他1筆、合計 ㎡の農地について、同氏と との間で、年間 円、期間は5年間で賃貸借による利用権の設定を行いましたが、高速道路建設に伴う用地買収及び農地の分断のため、面積が ㎡に減少しましたので、賃貸借料の総額 円に減少しております。

なお、 の面積は ㎡でしたが、今回、測量を行った結果、面積が ㎡減少し、3筆合計の面積は ㎡になりました。

次に、表の2番ですが、先ほど報告第35号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」についての表の3番で相続の報告をしたうちの1筆です。

平成23年6月23日開催の、第3期第27回総会、議案第99号にて審議を行い、平成23年6月24日に鉏路市告示第221号で告示された、 が所有する、 、面積 ㎡の農地について、同氏の代理人であります、農地利利用集積円滑化団体の鉏路市鉏路市長蝦名大也氏と、 との間で年間 円、期間は6年間で賃貸借による利用権の設定でございますが、相続により契約者の変更により、 に変更したものです。

以上2件の農用地利用集積計画の変更についてご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長
野村会長

それでは、ただいま事務局から提案のありました、議案第48号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」について、1番、2番を一括審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第48号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第48号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第49号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について説明して下さい。

事務局

坂井事務局長

それでは議案書35ページになります、議案第49号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について提案いたします。

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならないこと、となっております。

議案書36ページの資料になります今年度の利用状況調査は、釧路、阿寒、音別の3地区で、11月4日から、11月19日にかけての、延8日間、調査を行いました。

釧路地区の調査農地面積は約2,100ヘクタール、阿寒地区の調査農用地面積は約4,200ヘクタール、音別地区の調査農用地面積は約2,000ヘクタールで調査合計農地面積は約8,300ヘクタールでした。

この内、遊休農地、荒廃農地は無いものと判断されておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

以上、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果について報告の提案を致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありましたが、本調査に参加された各委員の皆様におかれましては大変ご苦労様でした。

それでは、ただ今利用状況調査の結果について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第49号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

野村会長

総数と認め、議案第49号「農地法第30条第1項の規定による利用状況調査の結果」については原案の通り、利用状況調査の結果、耕作放棄地は無く適正に農地は利用されているものと決定いたします。

今回の調査の結果、遊休農地、荒廃農地はありませんが、皆様におかれましては日常の活動の中での点検をよろしくお願いたします。

次に議案第50号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」について審議致します。

事務局より提案してください。

事務局

坂井事務局長

それでは、議案書37ページになります、議案第50号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」についてご説明いたします。

資料は38ページと39ページになりますが、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5項の別段の面積として設定できることになりました。

このことにつきまして、平成22年12月22日付けの農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施」において、農業委員会は毎年、別段の面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

現在、釧路市は別段の面積は定めておらず、農地法第3条第2項第5号の規定されている、北海道において農地の売買等に対する下限面積である2ヘクタールとしております。

これまで、別段の面積は定めない主な理由といたしまして、別段の面積を定める基準である農地法施行規則第17条第1項第3項の規定に準じて、市内の農家で2ヘクタール未満の農地を耕作している農家が全農家数のおおむね4割を下回っていることや、荒廃農地がないこと、最低限自立を目指す農業経営に必要な農地面積であり、また地域の農地の集積化の推進等が上げられております。

提案の理由は以上のおりであります。

なお、昨年2月、第4期第32回総会において、当時の鶴間委員より別段の面積を30アールにしてはどうか、という提案があり、1年後に再び議論することとなっておりますので、平成28年度の別段の面積の設定又は修正の必要性について審議いただきたく、ご提案致します。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

野村会長

それでは議案第50号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」について協議いたします。

質問、意見を求めます。

委員

細川委員

兼業ならば30アールも可能かと思われるが、現状、釧路は2ヘクタールで良いと思う。

委員

吉田委員

畑作の人はどうなのか。

委員

福西委員

30アールでできないことはないが、業として成り立たないのではないか。

委員

吉田委員

過疎化対策もあったが。

委員
稲場委員

30アール位でやっている人が今現在いないので難しいのではないかと。

議長
野村会長

30アールでは小さすぎるということではないでしょうか。
その他質問、意見はありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第50号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第50号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」については、新たに別段の面積の設定は行わないということで決定いたします。
これを持ちまして本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。
なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成28年3月23日

議長

野村照明

署名委員

浅野徳昭

署名委員

熊坂隆雄